

# 第 2 次千葉市障害者計画

(平成 2 3 年度～平成 2 6 年度)

(骨子案)

平成 2 2 年      月

千 葉 市



## 目 次

|                   |    |
|-------------------|----|
| 第 1 部 総論          | 1  |
| 第 1 章 計画の策定にあたって  | 1  |
| 1 計画策定の趣旨         | 1  |
| 2 計画の位置付け・他計画との関係 | 2  |
| （1）位置付け           | 2  |
| （2）他計画との関係        | 2  |
| 3 計画の期間           | 3  |
| 4 計画の対象           | 3  |
| 第 2 章 本市の障害者の現状   | 4  |
| 1 障害者数の推移         | 4  |
| （1）身体障害者          | 4  |
| （2）知的障害者          | 6  |
| （3）精神障害者          | 7  |
| 2 相談件数の推移         | 8  |
| （1）身体障害者          | 8  |
| （2）知的障害者          | 10 |
| （3）精神障害者          | 12 |
| （4）発達障害者          | 14 |
| 第 3 章 計画の基本的な考え方  | 15 |
| 1 基本理念            | 15 |
| 2 計画の視点           | 16 |
| 3 計画の構成           | 17 |
| 第 2 部 各論          | 18 |
| 基本目標 1 相談支援の充実    | 18 |
| （1）身近な相談機関の充実     | 18 |
| （2）専門的な相談体制の強化    | 18 |
| （3）権利擁護の推進        | 18 |
| （4）情報提供の充実        | 19 |

**基本目標 2 地域生活支援の拡充・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 0**

- (1) 障害福祉サービスの拡充・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 0
- (2) 社会復帰支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 0
- (3) 福祉用具利用支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 0
- (4) 地域生活の場・地域活動の場の整備・・・・・・・・ 2 0
- (5) 経済的支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 1
- (6) 日常生活の支援・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 1

**基本目標 3 保健・医療の充実・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 2**

- (1) 疾患に伴う障害の予防と早期対応の充実・・・・ 2 2
- (2) 地域での医療体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 2

**基本目標 4 療育や教育から就労に至るまでの支援体制の構築・・・ 2 3**

- (1) 早期発見・早期療育の推進・・・・・・・・・・・・ 2 3
- (2) 就学前の障害児支援の充実・・・・・・・・・・・・ 2 3
- (3) 学校教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 3
- (4) 放課後対策等の充実・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 3
- (5) 一般就労の支援・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 3
- (6) 福祉的就労の支援・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 4

**基本目標 5 理解と交流の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 5**

- (1) 相互理解の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 5
- (2) 文化・スポーツ活動の充実・・・・・・・・・・・・ 2 5
- (3) ボランティア活動の促進・・・・・・・・・・・・ 2 5

**基本目標 6 生活環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 6**

- (1) 住環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 6
- (2) 公共施設等の整備・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 6
- (3) 安全な交通の確保・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 6
- (4) 防犯・防災体制の整備・・・・・・・・・・・・ 2 7

**第 3 部 計画の推進に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 8**

- 1 関係機関等との連携・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 8
- 2 当事者の障害者施策への参加・・・・・・・・・・・・ 2 8
- 3 計画の弾力的運用・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 8

# 第1部 総論

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

本市では、平成18年3月に「千葉市障害者計画」を策定し、安心して自立した生活を送ることができる共生の地域社会を創ることを基本理念に、すべての障害者の自立と社会参加の実現を目指して障害者施策の推進に取り組み、一定の進捗が図られてきています。

しかし、障害者数は増加傾向にあり、急激な社会構造の変化、障害者本人や家族等の高齢化、障害の重度化・重複化などに起因した新たな課題も生じてきています。

一方、国では、平成21年9月に、連立政権合意における障害者自立支援法の廃止の方針が示されるとともに、同年12月には「障がい者制度改革推進本部」を設置し、障害者の権利に関する条約（仮称）の締結に必要な国内法の整備を始めとする我が国の障害者に係る制度の集中的な改革を行い、関係行政機関相互間の緊密な連携を確保しつつ、障害者施策の総合的かつ効果的な推進を図ることとし、障害者施策の推進に関する事項について意見を求めるため「障がい者制度改革推進会議」を設置し、様々な議論が行われています。

こうした障害者をめぐる動向や法制度の変革の動きに的確に対応していくとともに、現行の「千葉市障害者計画」の到達点や実態調査の結果を踏まえ、障害者が地域において自立した生活を送ることを目指し、相談支援、地域生活支援、保健・医療、教育、生活環境など幅広い分野を対象とした障害者施策の総合的な計画を策定します。

## 2 計画の位置付け・他計画との関係

### (1)位置付け

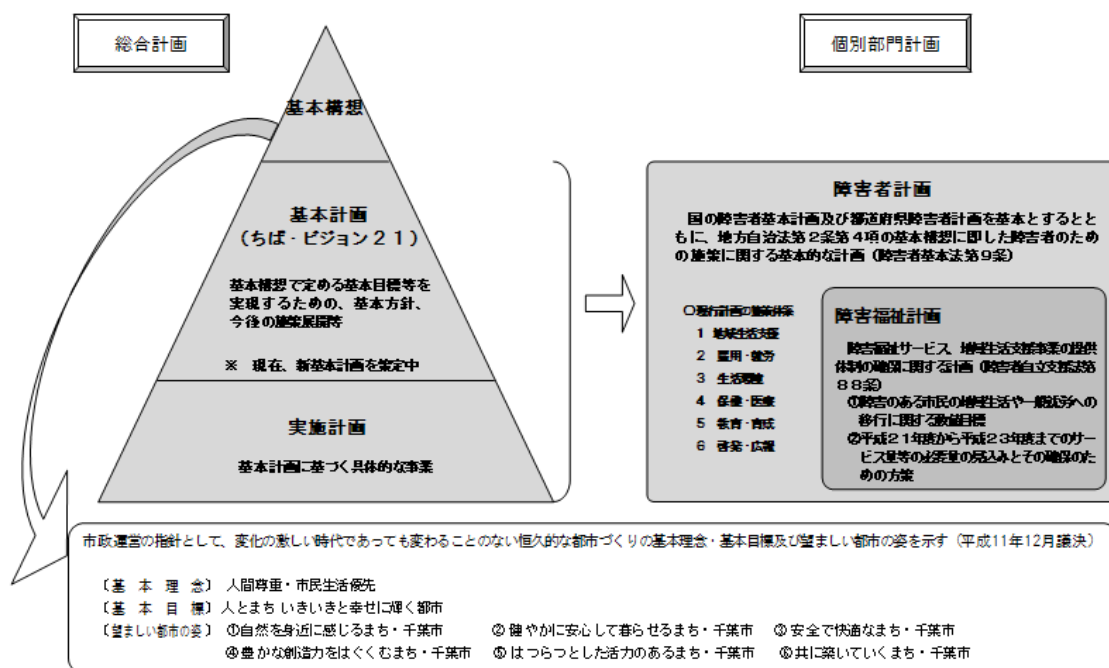
障害者基本法第9条第3項の規定による「市町村障害者計画」であり、「ちば・ビジョン21」を上位計画とする本市の障害者施策に関する個別部門計画です。

なお、「障害福祉計画」は、障害者自立支援法第88条に位置づけられた、障害福祉サービス、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画であり、障害者計画の中の、地域生活や就労等に関する実施計画です。

### (2)他計画との関係

「地域福祉計画（市・各区）」「次世代育成支援行動計画（後期計画）」等、関連計画との整合を図りながら策定します。

市の総合計画と個別部門計画（障害者計画・障害福祉計画）との関係について

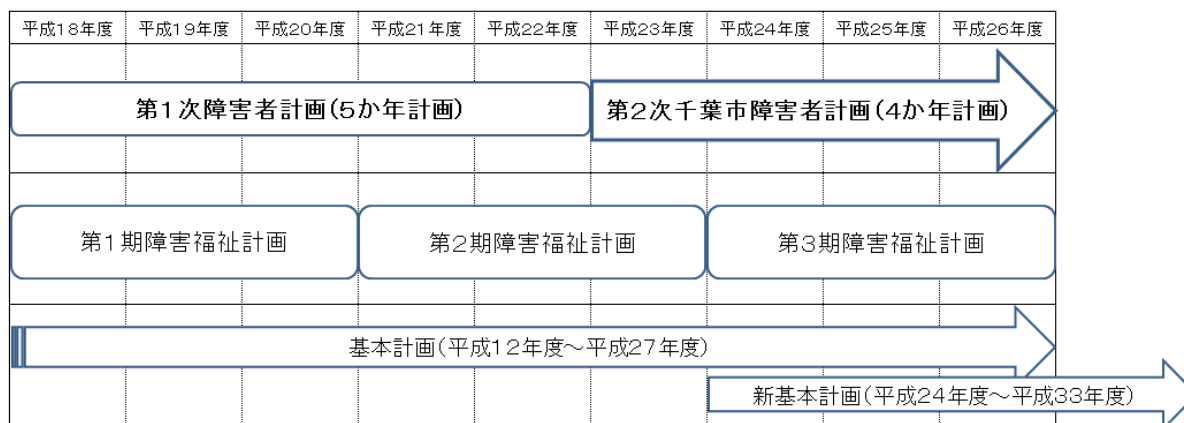


### 3 計画の期間

本計画の期間は、平成23年度から平成26年度までの4年間とします。

なお、計画期間中において、法制度の改正や社会情勢の大きな変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行うこととします。

#### 【計画期間】



### 4 「障害者」とは

この計画が対象とする障害者とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者ばかりではなく、療育の必要な児童、発達障害者、精神障害者通院医療費の公費負担を受けている人など、日常生活や社会生活で支援を必要とするすべての人として

## 第2章 本市の障害者の現状

### 1 障害者数の推移

#### (1) 身体障害者

##### ① 身体障害者手帳の交付状況の推移

身体障害者手帳の交付状況の推移をみると、平成17年度の24,480人から徐々に増加傾向にあり、平成21年度には28,737人となっています。

図1－1 身体障害者手帳の交付状況

【グラフ、表を追加】

##### ② 等級別身体障害者手帳の交付状況の推移

等級別に身体障害者手帳の交付状況の推移をみると、各年度とも1級と2級で半数を占めるとともに、特に1級で増加しています。

図1－2 等級別身体障害者手帳の交付状況

【グラフ、表を追加】



### ③身体障害者手帳の交付状況(内訳)

身体障害者手帳の交付状況の内訳をみると、「肢体不自由」が54.8%で最も割合が高く、過半数を占めています。次いで、「心臓機能障害」が15.7%となっています。

図1－3 身体障害者手帳の交付状況(内訳):平成21年度



## (2)知的障害者

### ①療育手帳の交付状況の推移

療育手帳の交付状況の推移をみると、平成17年度の3,837人から徐々に増加傾向にあり、平成21年度には4,654人となっています。

また、18歳未満の比率は、全体の3割程度を占めています。

図2－1 療育手帳の交付状況の推移

【グラフ、表を追加】

### ②障害程度別療育手帳の交付状況の推移

障害程度別に療育手帳の交付状況をみると、特に軽度の手帳交付が増加傾向にあり、また、重度が全体の4割以上を占めています。

図2－2 障害程度別療育手帳の交付

【グラフ、表を追加】

### (3)精神障害者

#### ①等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳の所持者の推移をみると、平成17年度の2,146人から、平成21年度には3,518人となっており、5年間で約1.6倍となっています。また、等級では2級が最も多くなっています。

図3-1 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

【グラフ、表を追加】

#### ②精神障害者通院医療費公費負担患者数の推移

精神障害者の通院医療費公費負担患者数の推移をみると、総数では、平成17年度の7,555人から、平成21年度には9,351人となっています。

なお、平成21年度の内訳をみると、「そううつ病」が4,330人で最も多く、次いで「統合失調症」が3,104人となっています。

図3-2 精神障害者通院医療費公費負担患者数の推移

【表を追加】

## 2 相談件数の推移

### (1) 身体障害者

#### (ア) 千葉県障害者相談センターにおける相談件数と内訳

##### ① 相談状況の推移

千葉県障害者相談センターにおける相談状況の推移をみると、総延件数は、平成17年度の1,153件から、平成21年度には1,450件へと増加しています。

また、各年度の実人員数は、1,000人強で推移しています。

図4-1 相談状況の推移(身体障害者)

【グラフ、表を追加】

##### ② 総延相談件数の内訳

平成21年度の総延相談件数の内訳をみると、「補装具」が52.7%で最も割合が高く、次いで「自立支援医療」が41.5%を占めています。

図4-2 総延相談件数の内訳:平成21年度(身体障害者)

【グラフ、表を追加】

#### (イ) 相談支援事業者による相談件数と内訳

相談支援事業者における平成21年度の相談件数とその内訳をみると、総延件数は15,960件で、「サービス利用援助等」に関する相談が68.8%と全体の約7割を占めています。

図4-3 総延相談件数の内訳:平成21年度(身体障害者)



## (2) 知的障害者

### (ア) 千葉県障害者相談センターにおける相談件数と内訳

#### ①相談状況の推移

千葉県障害者相談センターにおける相談状況の推移をみると、延件数は、平成17年度の519件から、平成21年度には793件と徐々に増加しています。

図5-1 相談状況の推移(知的障害者)

【グラフ、表を追加】

#### ②延相談件数の内訳

平成21年度の延相談件数の内訳をみると、「療育手帳」が66.1%、「施設」が10.7%を占めています。

図5-2 延相談件数の内訳:平成21年度(知的障害者)

【グラフ、表を追加】

#### (イ) 相談支援事業者による相談件数と内訳

相談支援事業者における平成21年度の相談件数とその内訳をみると、総延件数は2,084件で、「サービス利用援助等」に関する相談が36.0%、次いで「社会参加・余暇活動」が15.6%となっています。

図5-3 総延相談件数の内訳：平成21年度（知的障害者）



### (3)精神障害者

#### (ア) 保健福祉センター等における相談件数及び内訳

##### ①相談状況の推移

保健福祉センター、精神保健福祉士等における精神保健相談・訪問指導状況の延べ件数の推移をみると、平成17年度では障害者自立支援法の施行に伴い7,130件でしたが、平成20年度以降は約3,200件で推移しています。

図6－1 相談状況の推移(精神障害者)

【グラフ、表を追加】

##### ②延相談件数の内訳

平成21年度の精神保健相談・訪問指導種別の内訳をみると、「その他」が62.0%と過半数を占めており、それ以外では「社会復帰」が10.9%を占めています。

図6－2 相談・訪問指導種別の内訳:平成21年度(精神障害者)

【グラフ、表を追加】



#### (イ) 相談支援事業者による相談件数と内訳

相談支援事業者における平成21年度の相談件数とその内訳をみると、総延件数は5,694件で、「サービス利用援助等」に関する相談が39.1%、次いで「不安の解消・情緒安定」が18.46%となっています。

図6-3 総延相談件数の内訳:平成21年度(精神障害者)



#### (4)発達障害者

##### (ア) 発達障害者支援センターにおける相談件数及び内訳

発達障害者支援センターにおける平成21年度の相談件数とその内訳をみると、総延件数は1,894件で、「家庭療育・余暇・不適応行動」に関する相談が38.8%と約4割を占め、次いで「就労について」が17.7%となっています。

図7-1 総延相談件数の内訳:平成21年度(発達障害者)

【グラフ、表を追加】

##### (イ) 相談支援事業者による相談件数と内訳

相談支援事業者における平成21年度の相談件数とその内訳をみると、総延件数は380件で、「不安の解消・情緒安定」に関する相談が28.2%、次いで「サービス利用援助等」、「保育・教育」が21.3%となっています。

図7-2 総延相談件数の内訳:平成21年度(発達障害者)

【グラフ、表を追加】

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

すべての障害者が地域において自立した生活を営む主体であるとの認識に立ち、障害の有無にかかわらず、相互に個性を尊重し、人格を認め合い、そして支え合うことにより、安らぎのあるあたたかな共生社会をつくる

障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を創造するためには、生活をしていく中で感じるバリアを排除し、個人の持つ能力・多様性が尊重され、自己選択と自己決定の下にあらゆる活動に参加・参画できる地域社会を実現していく必要があります。

第1次計画の推進により、こうした地域社会の実現に向けて一定の進捗が図られてきましたが、第1次計画が策定されてから5年が経過し、障害者福祉を取り巻く環境が大きく変化する中、こうした状況に対応するための新たな指針を示す時期にきています。

第2次計画においては、すべての障害者が地域において自立した生活を営む主体であるとの認識に立ち、相談支援、地域生活支援、保健・医療、教育などの総合的な連携のもとに、地域での自立した生活を支援するための施策を一体的に推進していくとともに、生活環境におけるバリアフリーと心のバリアフリーを一層推進することにより、「安らぎのあるあたたかな共生社会」の実現を目指します。

## 2 計画の視点

基本理念を実現するための施策展開に当たって、次の4つの視点を計画の視点とします。

### ① 障害特性を踏まえたライフステージの全段階に応じた利用者本位の支援

障害種別等によって異なる個々のニーズを的確に把握し、障害者のライフステージの全段階を通じた切れ目のない総合的な支援を行う必要があります。

### ② 相互に支え合い共生するためのバリアフリー化の推進

地域における自立や社会参加に係る障壁を除き、誰もが安心して生活できるよう、ソフト、ハード両面にわたる社会のバリアフリー化を進める必要があります。

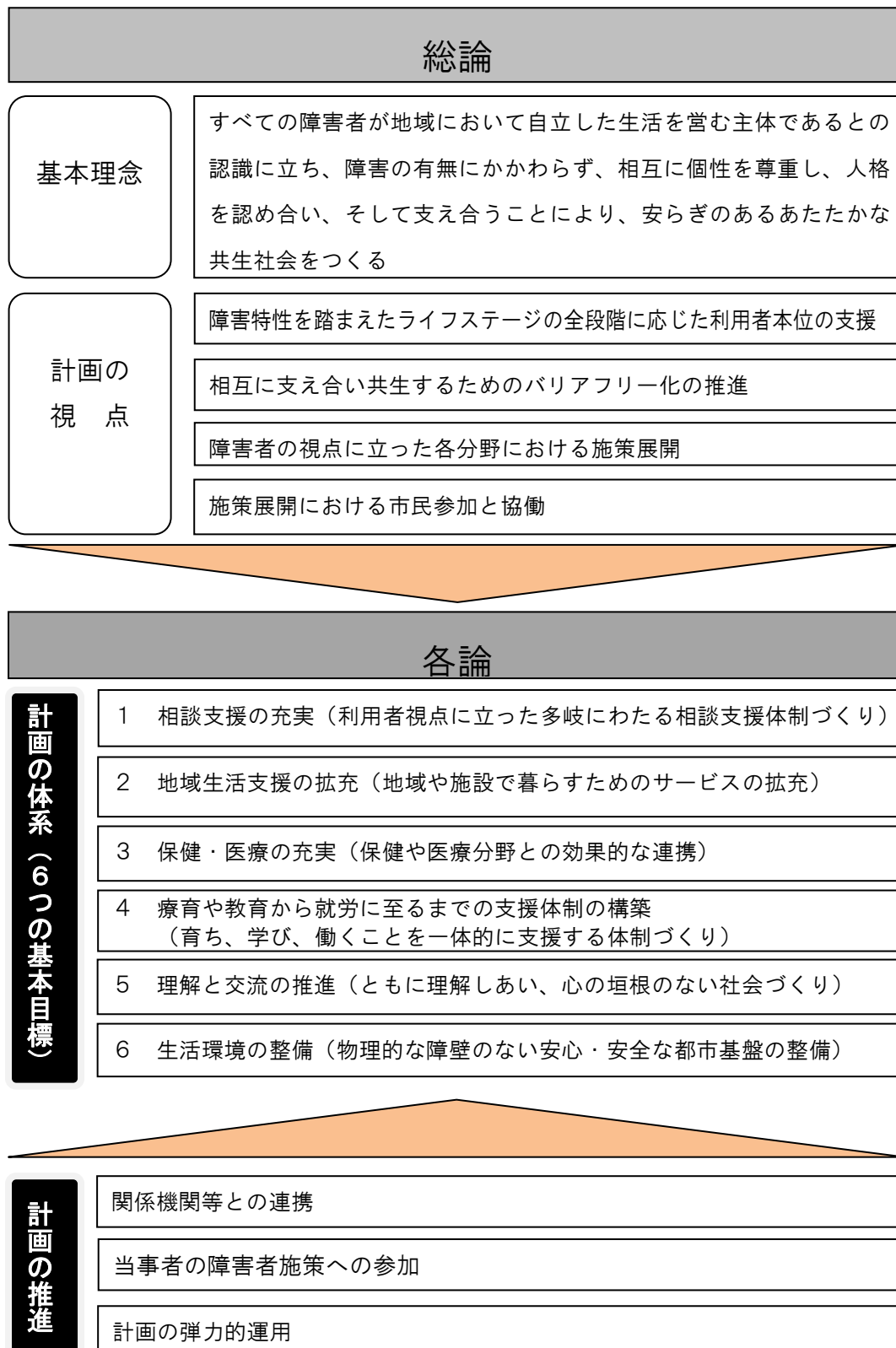
### ③ 障害者の視点に立った各分野における施策展開

市の各分野における施策の企画・立案、実施等の各段階において、共生社会の実現を図るという観点から、各部門がそれぞれの事業について、障害者視点に立って取り組む必要があります。

### ④ 施策展開における市民参加と協働

障害者本人の各種障害者施策への積極的な参加・参画はもとより、市、関係団体、専門機関、地域住民、事業者、ボランティア団体など地域に暮らす誰もが福祉の受け手であるとともに担い手であることを自覚し、地域の中でそれぞれが役割を担って連携し、協働していくことが必要です。

### 3 計画の構成



## 第2部 各 論

### 基本目標 1 相談支援の充実

#### ～利用者視点に立った多岐にわたる相談支援体制づくり～

障害者が地域で安心して暮らしていくためには、日常生活のあらゆることを相談できる場所があることが不可欠です。

そこで、身近な相談機関を一層強化するとともに、より専門性を備えた職員を配置することが求められています。

また、当事者からの相談に応えるだけでなく、権利擁護の推進や的確な自己選択のために情報提供の充実を図ることが求められています。

#### (1) 身近な相談機関の充実

##### 主な事業（例）

- 相談支援事業
- 地域自立支援協議会の地域部会の充実
- 精神保健福祉相談事業

#### (2) 専門的な相談体制の強化

##### 主な事業（例）

- 発達障害者支援センター運営事業
- 養護教育センター教育相談事業

#### (3) 権利擁護の推進

##### 主な事業（例）

- 成年後見制度利用支援事業
- 成年後見支援センター設置事業

#### (4) 情報提供の充実

|         |
|---------|
| 主な事業（例） |
|---------|

- 情報支援等事業
- 情報バリアフリー化支援事業
- 手話通訳者配置事業
- 対面音訳
- 障害者福祉のあんない発行事業
- 環境情報誌 エコライフちば
- 点字版ごみの出し方一覧表

## 基本目標 2 地域生活支援の拡充

### ～地域や施設で暮らすためのサービスの拡充～

障害者が地域で自立した生活を営むために、計画的な障害福祉サービス基盤の整備とともに、日常生活を送る上で必要となる多様な支援事業を展開し、経済的負担を軽減するための各種制度の周知と利用促進を図ることが求められています。

#### (1) 障害福祉サービスの拡充

##### 主な事業（例）

- 訪問系サービス事業
- 日中活動系サービス事業
- 居住系サービス事業
- 指定相談支援事業

#### (2) 社会復帰支援の充実

##### 主な事業（例）

- 精神障害者の社会復帰への支援
- デイケアクラブ事業

#### (3) 福祉用具利用支援の充実

##### 主な事業（例）

- 補装具給付事業
- 日常生活用具給付等事業

#### (4) 地域生活の場・地域活動の場の整備

##### 主な事業（例）

- 障害者グループホーム等の整備
- 障害者施設の整備
- 障害者小規模作業所運営補助事業



## (5) 経済的支援の充実

### 主な事業（例）

- 心身障害者（児）福祉手当支給事業
- 心身障害者（児）医療費助成事業
- 心身障害者扶養共済事業
- 福祉タクシー事業
- 自動車燃料費助成事業
- 障害者通所交通費助成事業

## (6) 日常生活の支援

### 主な事業（例）

- 難病患者等居宅生活支援事業
- 申請・届出等手続のオンライン化の実現
- 郵送貸出
- 視覚障害者用ごみ指定袋購入事業
- 障害者世帯等の粗大ごみの運び出し収集
- 戸籍謄抄本等宅配サービス
- 重症心身障害児者通園事業

### 基本目標 3 保健・医療の充実

#### ～保健や医療分野との効果的な連携～

障害者（児）の数は年々増えており、特に近年は精神障害者の数が増加していることから、障害の原因となる疾病等の予防と同時に、早期対応に努めるとともに、健康的に安心して生活するため、地域での医療体制のさらなる充実が求められています。

#### （１）疾患に伴う障害の予防と早期対応の充実

##### 主な事業（例）

- 健康診査・検診体制の充実
- 健康教育、健康相談事業
- 乳幼児等健康診査事業
- 育児支援家庭訪問の充実

#### （２）地域での医療体制の充実

##### 主な事業（例）

- 訪問指導事業
- 訪問歯科診療の実施
- ねたきり高齢者・心身障害者（児）に対する歯科診療
- 精神科救急システム事業

## 基本目標 4 療育や教育から就労に至るまでの支援体制の構築

### ～育ち、学び、働くことを一体的に支援する体制づくり～

障害の早期発見と早期療育とともに、障害児の教育とその後の生活基盤となる就労について、一体的に捉え、それぞれのライフステージに応じたきめ細かな支援が求められています。

#### (1) 早期発見・早期療育の推進

##### 主な事業（例）

- 療育センターの再整備

#### (2) 就学前の障害児支援の充実

##### 主な事業（例）

- 障害児保育の拡充
- トイライブラリーの運営
- 障害児保育助成事業
- 私立幼稚園特別支援教育費補助事業

#### (3) 学校教育の充実

##### 主な事業（例）

- 市立特別支援学校の再編検討
- 障害のある子どもの学校生活サポート事業
- 障害のある児童生徒やその保護者を対象とした健康教育講座

#### (4) 放課後対策等の充実

##### 主な事業（例）

- 日中一時支援
- 子どもルームの整備

#### (5) 一般就労の支援

##### 主な事業（例）

- 障害者就労支援の拡充
- 障害者職業能力開発プロモート事業
- 障害者就業支援キャリアセンターの運営
- 障害者雇用促進就職面接会
- 職親委託事業

(6) 福祉的就労の支援

**主な事業（例）**

- 障害者就労事業振興センターの運営

## 基本目標 5 理解と交流の推進

### ～ともに理解しあい、心の垣根のない社会づくり～

障害の有無にかかわらず、相互に個性を尊重し合うあたたかな共生社会を実現するためには、障害及び障害者に関する理解が不可欠です。

そこで、啓発・広報活動や地域での交流活動により、障害に対する理解を促進することが求められています。

#### (1) 相互理解の推進

##### 主な事業（例）

- 障害者マークの普及
- 障害者福祉大会開催事業
- 明るいくらし促進事業
- 心のふれあいフェスティバルの開催
- 社会福祉協議会「ふれあいトーク」の開催
- 社会福祉研修センター
- 民生委員・児童委員研修

#### (2) 文化・スポーツ活動の充実

##### 主な事業（例）

- スポーツ大会等の開催
- 障害者福祉センター事業
- みなと青年教室
- スケート教室の開催

#### (3) ボランティア活動の促進

##### 主な事業（例）

- ボランティアズカフェの整備
- ボランティア養成等事業
- ボランティア育成・活動支援の推進
- ボランティア活動推進協力校の指定
- 野草・野鳥解説

## 基本目標 6 生活環境の整備

### ～物理的な障壁のない安全・安心な都市基盤の整備～

障害者や高齢者などすべての人が安心・安全に日常生活を送ることができるよう、公共交通機関・建築物・道路・住宅環境など誰もが移動しやすいバリアフリーのまちづくりとともに、災害時など緊急時に様々な障害種別に対応できる救助・救援体制の整備が求められています。

#### (1) 住環境の整備

##### 主な事業（例）

- 障害者住宅改造費助成事業
- グループホーム等家賃助成事業
- 市営住宅の建替

#### (2) 公共施設等の整備

##### 主な事業（例）

- 保育環境改善事業
- 学校エレベーターの設置
- 適正配置改修事業
- 公民館の改修
- 公園施設の改修

#### (3) 安全な交通の確保

##### 主な事業（例）

- 歩道の改良
- 駅前広場等の機能充実
- エレベーター等の整備
- バス停の機能充実
- 違法駐車防止対策
- 放置自転車対策の推進

#### (4) 防犯・防災体制の整備

##### 主な事業（例）

- 市民防犯活動の支援
- 地域防犯ネットワークの推進
- 住宅用防災機器の設置普及
- 自主防災組織の育成
- 消防指令体制の充実
- 住宅防火訪問指導
- 災害時における避難支援体制の強化

## 第3部 計画の推進に向けて

### 1 関係機関等との連携

障害者計画は、福祉、保健・医療、雇用、教育等の様々な分野を対象とした計画であり、各分野との連携が重要であることから、庁内関係部局の連携はもとより、国、県の関係行政機関、障害者関係団体及び福祉サービス事業者等との連携強化に努めます。

### 2 当事者の障害者施策への参加

障害者の視点に立った施策展開には、当事者が各種障害者施策へ参加、参画することが重要であることから、あらゆる機会を捉えて、障害者及び家族等のニーズや意見を把握し、施策に反映させていきます。

### 3 計画の弾力的運用

障害者自立支援法廃止や障害者総合福祉法（仮称）の制定に向けての動き、障害者の高齢化・重度化、生活環境の変化、財政事情の動向など社会経済環境の変化に応じて計画の弾力的運用に努めます。